

周南市地域自立支援協議会 第1回会議録

1 場所 周南市文化会館

2 日時 平成24年8月9日（木） 午後3時から午後5時

3 出席状況

(1) 出席委員

河井会長、船津副会長、徳毛委員、澤重委員、田中委員、堀江委員、岡村委員、松谷委員、小林委員、服部委員、古谷委員、金池委員、片山委員

(2) 事務局

周南市福祉事務所長、障害者支援課長、外3名

相談支援会議・地域生活部会・教育部会の各専門部会長

(3) 傍聴者 1名

4 審議等経過及び結果

(1) 福祉事務所長あいさつ

(2) 委員及び事務局の自己紹介

(3) 会長及び副会長の互選

河井会長・船津副会長を互選 会長・副会長あいさつ

(4) 議事

① 相談支援会議・専門部会の本年度の事業計画について・・・資料により、相談支援会議、地域生活部会、教育部会の専門部会長より報告。就労部会長が欠席のため事務局より報告。

◇会長 質疑、意見等があれば発言してください。

◇委員 相談支援会議について、周南障害者ケアマネジメントスキルアップ研修の案内については3か月前にもらえると、出席者の調整がしやすい。

◇委員 内容の検討、講師の調整等に時間がかかり案内が遅くなってしまった。ご迷惑をおかけするがよろしくお願いしたい。

◇委員 障害者の就労という事に関して、事業実施によりどの程度の効果があったのか。

◇事務局 本年度から始めた職場実習等を支援する給付金は、10名の利用があったが、就職に結びついた人数は、把握していない。工賃の引き上げ、就労系事業所支援では、共同受注センターの窓口を昨年度設置したことにより市役所からの受注量が順調に伸びている。

◇委員 発達障害は3障害に含まれるのか？どれくらいの人数が存在する

のか？

- ◇委員 法令上は精神障害の中の一つとして位置付けられているが、療育手帳に記載のある人もいる。存在数については、在学児童の6%前後存在するといわれている。
- ◇委員 障害者の就労という点で言うと、触法者には何らかの障害を持つ人が多く含まれていると聞く。このような人達は刑期を終えて出所しても就職することが出来ず、結果再犯者となるケースがある。このような人達へのサポートを今後考える必要もあると思う。

② 障害者虐待防止法の施行について（本年10月1日施行）・・・資料により事務局が説明

- ◇委員 虐待事案発生の場合、例えば施設職員による事例などの場合、立ち入り検査などの権限は市にあるのか？
- ◇事務局 施設の許認可に関する権限は県にあるので、市と県が連携して対応という事になる。
- ◇委員 緊急一時保護などを行う場合、例えば対象者が児童で、障害者の場合、どのように対処するようになるのか？
- ◇事務局 短期入所事業所の中で児童に対応できる事業所に依頼することとなるが、基本的に障害児については児童虐待防止法の規定によることとなるので、児童相談所と連携して対応することとなる。
- ◇委員 対象者が高齢者であった場合、児童であった場合でそれぞれの住み分けはどのようになるのか？
- ◇事務局 児童については前述のとおり。高齢者に関しては、介護施設入所者については、年齢に関わらず高齢者虐待防止法の規定による。障害者施設等入所者については、年齢に関わらず障害者虐待防止法の規定による。家庭の高齢障害者については、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法のどちらの規定によっても対応が可能である。現実的には、相談を受けた窓口で、最初の聞き取りを行った後、対象者のサービス利用状況等を鑑みて、より効果的な支援が可能な課が所管することとなると思われる。

③ 住民参加型福祉サービス（案）について・・・・資料により教育部会長により説明

- ◇委員 関係機関で協議しながら是非進めて行くべき事業であると考える。具体的に事務局で動きはあるのか？
- ◇事務局 昨年度の当協議会においては、協議報告に留まり方向性を提示、

提言する形となっていなかった為、具体的なものはないが、本協議会で施策提言という形になれば、行政として検討することとなる。

◇会長 それでは、現在までの検討の経緯を踏まえ、本案を市に対しての自立支援協議会からの施策の提言とさせていただくこととするが、よろしいか。

◇事務局 提言としてお受けする。

④ 周南市地域福祉計画評価委員会委員の推薦について・・・資料により
事務局説明

◇会長 委員を皆様の中から1名選出ということで、異議なければ、障害高齢福祉センター鼓澄苑総務部長、竹内俊路 氏とさせていただきたいが、如何か？

◇各委員 異議なし

◇会長 ではそのように決定します。

⑤ その他・・・事務局説明（「障害者の福祉を考える集い」の期日決定などについて）

◇会長 閉会します。ありがとうございました。